

※本プロポーザルは、令和8年度当初予算の成立前に準備行為として実施するものであり、当該予算が減額又は否決された場合、変更又は中止することがある。

佐渡産品販売体制事務局運営業務委託プロポーザル公募要項

1 委託業務の概要

(1) 公募の目的

当市では近年、米を中心とした佐渡産品について、世界農業遺産「GIAHS（ジアス）」や生物多様性など先進的な取り組みを通じてブランド化を図っており、一定の評価を受けている。一方で、佐渡産品は一部を除き少量多品目であるため、生産体制との調整を図りながら島内循環率を高めると共に、当市ふるさと納税事業とも協働した品質レベルの向上及び正確かつ効果的な情報発信、戦略的なマーケティングによる一貫した流通体制を構築することが重要である。

さらに、「佐渡島の金山」世界遺産登録や「佐渡無名異焼」の伝統的工芸品指定を契機とし、産品の価値提供と販路拡大のため、佐渡産品の魅力的なプロモーション機会の創出により、販路先やイベントの効果的なアプローチを当事務局が担うことで、島内事業者等と連携した仕組みの構築と販売体制の強化を目的として、公募するものである。

(2) 業務内容

「佐渡産品販売体制事務局運営業務委託 仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 契約限度額

2,734,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は本業務の契約金額を示すものではありません。

2 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。ただし、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者を除く。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画認可の決定を受けた者を除く。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあつてはその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 公告の日以降に、「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成16年3月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 市税及び国税の滞納がない者であること。

3 質問及び回答

本公募に関する質問は、次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年3月4日（水）から令和8年3月12日（木）正午まで

(2) 提出方法

質問は、件名に「佐渡産品販売体制事務局運營業務委託に係る質問(事業者名)」を明記の上、質問書（様式第6号）により、電子メールで提出すること。

(3) 提出先

佐渡市地域産業振興課 sangyo@city.sado.niigata.jp

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、質問者に対して令和8年3月13日（金）までに電子メールで回答する。

4 参加意向申出手続き

このプロポーザルに参加する者は、次のとおりプロポーザル参加意向申出書及び誓約書を提出すること。

(1) 提出書類 各1部

①プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）

②誓約書（様式第2号）

(2) 提出期限

令和8年3月12日（木）午後5時必着

(3) 提出先

佐渡市役所地域産業振興課 sangyo@city.sado.niigata.jp TEL : 0259-67-7863

件名に「佐渡産品販売体制事務局運營業務委託プロポーザル 参加意向申出(事業所名)」と明記の上電子メールで提出すること。併せて提出した旨電話すること。

(4) 参加資格確認通知

提出された参加意向申出書により「2 プロポーザル参加資格」を満たしているか確認し、その結果を令和8年3月13日（金）にメールにて通知する。

(5) 辞退

参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第9号）により届け出ること。なお、辞退届はメールにより提出すること。

5 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年3月23日（月）午後5時必着

(2) 提出書類

- ①企画提案書等提出書（様式第3号）
- ②企画提案者に関する調書（様式第4号）
- ③業務実施体制調書（様式第5号）
- ④見積書（任意様式）
- ⑤企画提案書（任意様式）

(3) 提出方法

件名に「佐渡産品販売体制事務局運營業務委託プロポーザル 企画提案書（事業所名）」と明記の上、電子メールで提出すること。

(4) 提出先

佐渡市役所地域産業振興課

電話：0259-67-7863（直通）

メール：sangyo@city.sado.niigata.jp

※メール送信後は必ず佐渡市役所地域産業振興課へメールを送信した旨ご連絡ください。

※また添付ファイルの合計容量が5MB以上となる場合は、その旨お申し出ください。

6 提出書類の取扱い等

- (1) 企画提案に要する一切の費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書について書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 企画提案書は、審査以外には無断で使用しない。ただし、佐渡市情報公開条例その他関係法令に基づき、開示する場合がある。

7 審査方法（選定手順）

(1) 審査方法について

- ① 本業務における企画提案に係る審査は、「佐渡産品販売体制事務局運營業務委託プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行う。
- ② 企画提案内容等について総合的に審査を行い、審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、最高得点のものを最優秀提案者とする。
- ③ 最高得点のものが複数の場合、審査委員会が総合的に判断し最優秀提案者を選定する。

(2) プレゼンテーションについて

- ① 日時：令和8年3月27日（金） 13時00分から14時30分（予定）
- ② 場所：佐渡市役所 2階 大会議室（佐渡市千種232番地）

- ③ 出席者：参加者側の出席者は2名までとする。
- ④ 実施順：順番及び時間は、参加意向申出書等を受理後に電子メールにて連絡する。
- ⑤ 説明時間：各参加者20分以内とする。
- ⑥ 資料等：審査委員会では、提出された企画提案書の内容以外の資料の配布や投影は禁止する。

8 実施スケジュール

項目	日程
プロポーザル参加者募集開始	令和8年3月4日（水）
質問書の受付期間	令和8年3月4日（水）から 令和8年3月12日（木）正午まで
参加意向申出書及び誓約書の提出期限	令和8年3月12日（木）午後5時必着
質問書に対する回答	令和8年3月13日（金）
企画提案書の提出期限	令和8年3月23日（月）午後5時必着
審査（プレゼンテーション）	令和8年3月27日（金）
審査選定結果通知	令和8年3月30日（月）

9 結果の通知及び公表

- ①審査結果は、各提案者に書面により通知する。
- ②全提案者の審査結果の評価点数を佐渡市のホームページで公表する。
ただし、選定されなかった者の会社名については公表しない。
- ③本プロポーザルの審査結果に関する異議申し立て、質問等には応じない。

10 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

- (1) 「2 プロポーザル参加資格」に定める要件を満たさない（満たさなくなった）者による提案をした場合
- (2) 企画提案書その他提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 「1の（4）」の契約限度額を上回っている場合

11 契約手続等

本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、委託契約締結前に佐渡市と契約関係は生じない。

(1) 業務内容に関する協議

本業務の内容は、佐渡市が示した仕様書及び委託候補者が提出した企画提案をもとに確定するが、業務目的達成のために必要と認められる場合は、佐渡市と委託候補者の協議により、企画提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。

委託候補者との協議が整わなかった場合や委託候補者が委託契約を辞退した場合は、審査結果において次点であった者と協議を行う。

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提案者が1者しかない場合においても、プレゼンテーションにより選定を行う。